

1. 環境事故対応(エコレスキュー)訓練の実施

当社では、事業所毎に「環境事故対応(エコレスキュー)サービス」を展開しており、お客様事業所内にて発生した環境事故に対して迅速に処置するための体制を整えております。このサービスの一環として、2015年11月3日は(MHPS)^{※1}日立工場にて、11月20日は(日立AMS)^{※2}佐和事業所内にて、お客様との合同でエコレスキュー訓練を実施しました。

各事業所では、油漏洩を想定し、水門の自動閉鎖、オイルフェンスや吸着マットを用いた油流出防止措置など、マニュアルに沿った対処方法を実践しました。

お客様との合同訓練により、事故連絡、緊急出動、対応措置、報告等の一連の流れを確認することができました。

※1 (MHPS): 三菱日立パワーシステムズ(株) 廠 ※2 (日立AMS): 日立オートモティブシステムズ(株) 廠



【 (MHPS)訓練の様子 左:漏出付近の養生作業 右:側溝吸着マット設置 】 【 (日立AMS)訓練の様子 左:最終水門閉鎖 右:水門オイルフェンス設置 】

2. ナノバブル水を用いた「ナノバブル生成器」のご紹介

当社は、ナノバブル水[※]を活用した「ナノバブル生成器」の販売を、日立Gr各社及び従業員・家族、茨城県内の一般顧客様向けに開始いたしました。

「ナノバブル生成器」は、小さな泡で汚れを吸着させて取り除くほか、洗浄効果もあるため無駄な洗剤を使うことなく環境にも優しい商品です。

実演デモ機を用いてお客様自身にナノバブル水を触れて頂き、「お湯がやわらかい。後からのスベスベ感が違う。」「メガネと防水腕時計を入れたら、細かい隙間の汚れが全て取れた。」と驚きの感想を頂いています。

今後も、商品のPR・サービス提供の迅速化を図ってまいります。

実演デモ機による商品説明会をご希望な方は、是非ご連絡下さい。

※ ナノバブル水:直径が1 μ m(マイクロメートル)未満の泡が滞留する水。
さまざまな特性を持つ機能水として期待されています。



【 実演デモの様子 】

3. 勝田特別支援学校での清掃作業指導実施

当社では、2013年度より茨城県立勝田特別支援学校より清掃に関する教育の依頼を受け、2015年度においても講師を派遣しました。

2015年度は、11月末から12月にかけて、高等部・基礎コースの10名の生徒さんたちに教育を実施しました。

教育の主旨は、「求人増加が見られる清掃業務の技術向上および社会生活で自主的な作業態度の育成」を目的としており、清掃作業の心得に関する講義、タオルの絞り方から清拭方法、モップの正しい掛け方、トイレ清掃の実技などを勉強していただきました。

2016年度も引き続き教育を実施する予定であり、本活動が生徒さんたちの自立支援の一助となるよう取り組んでいきます。



【 清掃作業の講義と実習の様子 】

4. 環境関連法令のお知らせ

No	法令等の名称・参照URL	主 な 内 容	施行日																										
1	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令等の公布について http://www.env.go.jp/press/101852.html	①カドミウム又はその化合物を 特別管理産業廃棄物に該当するもの とし、基準により規制。	2016年 3月15日																										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>廃棄物の種類</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <table border="1"> <thead> <tr> <th>鉛さい関係 (規則第1条の2第6項関係)</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉛さい又は鉛さいを処分するために処理したもの(廃酸又は廃アルカリ以外)</td> <td>0.09mg/L以下</td> </tr> <tr> <td>鉛さいを処分するために処理したもの(廃酸又は廃アルカリ)</td> <td>0.3mg/L以下</td> </tr> </tbody> </table> </td> <td></td> </tr> <tr> <td> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ばいじん又は燃え殻関係 (規則第1条の2第9項関係)</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ばいじん若しくは燃え殻又はばいじん若しくは燃え殻を処分するために処理したもの(廃酸又は廃アルカリ以外)</td> <td>0.09mg/L以下</td> </tr> <tr> <td>ばいじん若しくは燃え殻を処分するために処理したもの(廃酸又は廃アルカリ)</td> <td>0.3mg/L以下</td> </tr> </tbody> </table> </td> <td></td> </tr> <tr> <td> <table border="1"> <thead> <tr> <th>汚泥、廃酸又は廃アルカリ関係 (規則第1条の2第11項関係)</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>汚泥若しくは汚泥、廃酸又は廃アルカリを処分するために処理したもの(廃酸又は廃アルカリ以外)</td> <td>0.09mg/L以下</td> </tr> <tr> <td>廃酸若しくは廃アルカリ又は汚泥、廃酸若しくは廃アルカリを処分するために処理したもの(廃酸又は廃アルカリ)</td> <td>0.3mg/L以下</td> </tr> </tbody> </table> </td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		廃棄物の種類	基準	<table border="1"> <thead> <tr> <th>鉛さい関係 (規則第1条の2第6項関係)</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉛さい又は鉛さいを処分するために処理したもの(廃酸又は廃アルカリ以外)</td> <td>0.09mg/L以下</td> </tr> <tr> <td>鉛さいを処分するために処理したもの(廃酸又は廃アルカリ)</td> <td>0.3mg/L以下</td> </tr> </tbody> </table>	鉛さい関係 (規則第1条の2第6項関係)	基準	鉛さい又は鉛さいを処分するために処理したもの(廃酸又は廃アルカリ以外)	0.09mg/L以下	鉛さいを処分するために処理したもの(廃酸又は廃アルカリ)	0.3mg/L以下		<table border="1"> <thead> <tr> <th>ばいじん又は燃え殻関係 (規則第1条の2第9項関係)</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ばいじん若しくは燃え殻又はばいじん若しくは燃え殻を処分するために処理したもの(廃酸又は廃アルカリ以外)</td> <td>0.09mg/L以下</td> </tr> <tr> <td>ばいじん若しくは燃え殻を処分するために処理したもの(廃酸又は廃アルカリ)</td> <td>0.3mg/L以下</td> </tr> </tbody> </table>	ばいじん又は燃え殻関係 (規則第1条の2第9項関係)	基準	ばいじん若しくは燃え殻又はばいじん若しくは燃え殻を処分するために処理したもの(廃酸又は廃アルカリ以外)	0.09mg/L以下	ばいじん若しくは燃え殻を処分するために処理したもの(廃酸又は廃アルカリ)	0.3mg/L以下		<table border="1"> <thead> <tr> <th>汚泥、廃酸又は廃アルカリ関係 (規則第1条の2第11項関係)</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>汚泥若しくは汚泥、廃酸又は廃アルカリを処分するために処理したもの(廃酸又は廃アルカリ以外)</td> <td>0.09mg/L以下</td> </tr> <tr> <td>廃酸若しくは廃アルカリ又は汚泥、廃酸若しくは廃アルカリを処分するために処理したもの(廃酸又は廃アルカリ)</td> <td>0.3mg/L以下</td> </tr> </tbody> </table>	汚泥、廃酸又は廃アルカリ関係 (規則第1条の2第11項関係)	基準	汚泥若しくは汚泥、廃酸又は廃アルカリを処分するために処理したもの(廃酸又は廃アルカリ以外)	0.09mg/L以下	廃酸若しくは廃アルカリ又は汚泥、廃酸若しくは廃アルカリを処分するために処理したもの(廃酸又は廃アルカリ)	0.3mg/L以下	
		廃棄物の種類		基準																									
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>鉛さい関係 (規則第1条の2第6項関係)</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉛さい又は鉛さいを処分するために処理したもの(廃酸又は廃アルカリ以外)</td> <td>0.09mg/L以下</td> </tr> <tr> <td>鉛さいを処分するために処理したもの(廃酸又は廃アルカリ)</td> <td>0.3mg/L以下</td> </tr> </tbody> </table>		鉛さい関係 (規則第1条の2第6項関係)	基準	鉛さい又は鉛さいを処分するために処理したもの(廃酸又は廃アルカリ以外)	0.09mg/L以下	鉛さいを処分するために処理したもの(廃酸又は廃アルカリ)	0.3mg/L以下																				
		鉛さい関係 (規則第1条の2第6項関係)		基準																									
		鉛さい又は鉛さいを処分するために処理したもの(廃酸又は廃アルカリ以外)		0.09mg/L以下																									
鉛さいを処分するために処理したもの(廃酸又は廃アルカリ)	0.3mg/L以下																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>ばいじん又は燃え殻関係 (規則第1条の2第9項関係)</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ばいじん若しくは燃え殻又はばいじん若しくは燃え殻を処分するために処理したもの(廃酸又は廃アルカリ以外)</td> <td>0.09mg/L以下</td> </tr> <tr> <td>ばいじん若しくは燃え殻を処分するために処理したもの(廃酸又は廃アルカリ)</td> <td>0.3mg/L以下</td> </tr> </tbody> </table>	ばいじん又は燃え殻関係 (規則第1条の2第9項関係)	基準	ばいじん若しくは燃え殻又はばいじん若しくは燃え殻を処分するために処理したもの(廃酸又は廃アルカリ以外)	0.09mg/L以下	ばいじん若しくは燃え殻を処分するために処理したもの(廃酸又は廃アルカリ)	0.3mg/L以下																							
ばいじん又は燃え殻関係 (規則第1条の2第9項関係)	基準																												
ばいじん若しくは燃え殻又はばいじん若しくは燃え殻を処分するために処理したもの(廃酸又は廃アルカリ以外)	0.09mg/L以下																												
ばいじん若しくは燃え殻を処分するために処理したもの(廃酸又は廃アルカリ)	0.3mg/L以下																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>汚泥、廃酸又は廃アルカリ関係 (規則第1条の2第11項関係)</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>汚泥若しくは汚泥、廃酸又は廃アルカリを処分するために処理したもの(廃酸又は廃アルカリ以外)</td> <td>0.09mg/L以下</td> </tr> <tr> <td>廃酸若しくは廃アルカリ又は汚泥、廃酸若しくは廃アルカリを処分するために処理したもの(廃酸又は廃アルカリ)</td> <td>0.3mg/L以下</td> </tr> </tbody> </table>	汚泥、廃酸又は廃アルカリ関係 (規則第1条の2第11項関係)	基準	汚泥若しくは汚泥、廃酸又は廃アルカリを処分するために処理したもの(廃酸又は廃アルカリ以外)	0.09mg/L以下	廃酸若しくは廃アルカリ又は汚泥、廃酸若しくは廃アルカリを処分するために処理したもの(廃酸又は廃アルカリ)	0.3mg/L以下																							
汚泥、廃酸又は廃アルカリ関係 (規則第1条の2第11項関係)	基準																												
汚泥若しくは汚泥、廃酸又は廃アルカリを処分するために処理したもの(廃酸又は廃アルカリ以外)	0.09mg/L以下																												
廃酸若しくは廃アルカリ又は汚泥、廃酸若しくは廃アルカリを処分するために処理したもの(廃酸又は廃アルカリ)	0.3mg/L以下																												
②管理型最終処分場に埋立処分できる(特別管理)産業廃棄物に含まれるカドミウムの量を規制。																													
③産業廃棄物を海洋投入処分する際に当該廃棄物に含まれるカドミウムの量を規制。																													
④廃棄物最終処分場の排水基準・廃止時の地下水の基準、安定型最終処分場の浸透水基準の変更。																													

【 ニュースに関するお問合せ 】

日和サービス株式会社
担 当 : 宮田 (050-3033-9331)
E-mail : miyata-youhei@nichiwa-hitachi.co.jp

【 営業窓口 】

日 立 営 業 所 (0294-38-1121)
ひ たち な か 営 業 所 (029-274-6380)
土 浦 営 業 所 (029-830-0080)